

日本産業のインフラを構築する 会計制度改革

会計制度と公認会計士



奥山章雄氏

会計とはなにか

会計とは、ひとことで言えば、「経済主体が営む経済活動およびこれに関する経済事象を測定・報告する行為」(広瀬義州『財務会計第3版』)である。企業会計の主な役割は、会計(=数値)によって映し出された企業の正しい姿を、債権者、投資者、株主等の利害関係者に伝えることである。利害関係者が、例えば株式売買や融資、種々の取引を行うにあたって、適切な意思決定を行うためには、企業の姿(例えば、収益力、債務弁済能力等)を数値で表した財務諸表(企業会計は、発生した取引を正しく会計帳簿に記録し、それをもとに財務諸表を作成しなければならない)は必須である。会計は、市場経済を機能させるための重要なインフラストラクチャーであると言える。

企業会計制度の現状

日本の企業会計に関する法律は、商法および証券取引法(企業会計を規定)、法人税法を中心とした税法(会計実務に影響を及ぼす)の3つがある(右頁資料1参照)。

企業会計制度については、バブルの崩壊を契機とした業界再編の要請ならびに国際会計基準委員会(IASC)による国際会計基準(IAS)の制定といった会計基準の国際化の流れに応じて、1990年代初頭より「会計ビッグバン」と言われる諸改革が行われてきた(右頁資料2参照)。この一連の改革によって、会計制度は企業の姿をより正確に映し出せるものとなり、国際的にみても高い水準のディスクロージャーが実現された。

会計基準の作成については、実務のニーズを吸い上げ、国際的な流れにも迅速に対応すべく、民間の会計基準設定主体として2001年8月に「企業会計基準委員会」が設立された。官民の適切な役割分担の下で人材が結集したこの組織は、国際的な会計基準の設定の場におけるわが国の考え方等の積極的発信をも目指している。

企業会計基準



西川郁生氏



辻山栄子氏

会計への信頼を

会計制度が充実してきたことは間違いない。しかし、アメリカで起こった不正会計事件を発端に、会計への信頼が揺れている。会計を取り扱う専門家たる会計士について、その独立性の在り方やモラルが鋭く問われており、アメリカでは「企業会計改革法」の迅速な制定により、監督体制の強化が図られた。

日本でも、企業会計制度においてさらなる改革の必要性が認識されている。「会計ビッグバン」のテーマは会計基準が中心であったが、今度はそれを運用するシステムがテーマとなっているのだ。コーポレートガバナンスの強化、証券市場の監督体制等の整備、そして最も求められるのはやはり公認会計士制度の改正である。そこで、現在、金融庁の金融審議会公認会計士部会において、公認会計士監査制度についての見直しが行われている(右頁資料3参照)。独立性の強化等とともに、会計・監査制度の発展に資するため、公認会計士の質・量双方の充実が望まれるところである。

税務



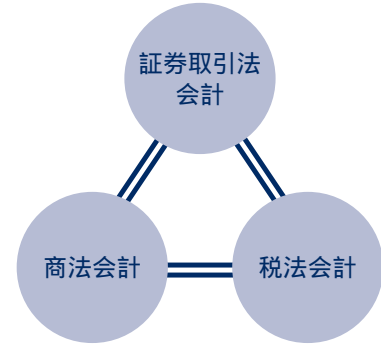
鈴木洋之氏

資料1 会計制度の仕組み

わが国の会計制度は、商法、証券取引法および税法が密接に関係しているため、「トライアングル体制」と呼ばれる。

証券取引法会計-目的「投資家保護」
証券取引法は、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする」(第1条)。有価証券を発行する企業は大蔵省に有価証券届出書を提出する義務があり、上場企業には年次有価証券報告書および半期報告書の提出も義務づけられている。有価証券届出書および有価証券報告書には個別および連結財務諸表を始めとして、会社の概況、事業の概況等について詳細な情報が記載されている。企業が作成する財務諸表に対して、証券取引所に株式を上場している会社および上場申請する会社、株主が500名以上の会社、証券業協会に株式を登録している会社および登録申請する会社について、公認会計士による証券取引法監査が義務付けられる。証券取引法会計は、「財務諸表等規則」と「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従って処理することになるため、企業会計原則および会計基準に従って処理される。

商法会計-目的「債権者と債権者の保護」
商法は、企業を対象とし、企業をめぐる経済主体の利益の調整を、関係経済主体間の権利義務秩序として規整する法の全体である(鴻常夫「商法総則・新訂第五版」)。商法により、企業は毎年会計年度末に株主に対して年次報告書を作成しなければならない。この報告書には貸借対照表および損益計算書、営業報告書、利益処分案、そして附属明細書が含まれている。資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社について、公認会計士は計算書類を監査し、監査役に報告しなければならない。監査役は、監査報告書を作成し、取締役に対して報告する。中規模会社においては、監査役が会計監査をすることになる。
なお、商法会計については、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」(商法第32条の2)とされているので、企業会計原則を始めとした会計基準については商法に矛盾のない範囲で従い、商法上規定のある事項については会計基準より商法が優先される。



税務会計-目的「課税の公平」
税法、特に法人税法の規定に従って、課税所得および税額を算定する会計。株主総会で承認を受けた計算書類を基礎として、必要な調整を加えることになる。

資料2 会計の制度的基盤について 1990年以降の主な会計関連諸法規や指針の整備の流れ

=商法会計関連、 =証券取引法会計関連、 =会計基準関連の事項とする。

1990年	「先物・オプション取引等の会計基準」公表【企業会計審議会】		「退職給付に係る会計基準」公表【企業会計審議会】
1991	「監査基準」「監査実施準則」「監査報告準則」の抜本的改正【企業会計審議会】	1999	「税効果会計に係る会計基準」公表【企業会計審議会】
1993	「商法」改正(監査機能の強化等) 「リース取引に係る会計基準」公表【企業会計審議会】	2000	「金融商品に係る会計基準」公表【企業会計審議会】 「商法」改正(株式交換・移転制度の導入等)
1997	「商法」改正(ストック・オプション導入等)	2001	財務諸表等規則ガイドライン、連結財務諸表規則ガイドライン、中間財務諸表等規則ガイドライン、中間連結財務諸表規則ガイドライン制定【金融庁】
1998	「研究開発費等に係る会計基準」公表【企業会計審議会】 「中間連結財務諸表等の作成基準」公表【企業会計審議会】 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」公表【企業会計審議会】 「中間監査基準」公表【企業会計審議会】	2002	企業会計基準の設定主体として、企業会計基準委員会(民間団体)設立 「固定資産の減損に係る会計基準」公表【企業会計審議会】

資料3 会計制度を支える人的基盤 会計に携わる専門家にかかる制度改革

■公認会計士

米国の不正会計事件を踏まえ、会計・監査の充実・強化が求められ、その一環として、人数の拡大、質の向上などの公認会計士制度のあり方の見直しが検討されている。

<公認会計士制度見直しにかかる検討項目について>

1 監査のあり方

- 例) (1)公認会計士の使命・監査の目的
- (2)業務範囲のあり方(監査業務・レビュー業務)
- (3)守秘義務の明確化
- (4)発行体との関係

2 独立性の強化

- 例) (1)独立性の要件の明確化
- (2)被監査会社への非監査業務の同時提供の禁止
- (3)監査法人における関与社員による継続的監査(監査法人の関与社員の交替制)
- (4)監査法人自体の継続的監査(監査法人の交替制)
- (5)大規模企業に対する公認会計士単独による監査の禁止
- (6)関与社員であった者が被監査会社の幹部に就職した場合の当該会社に対する監査の禁止

3 人数の拡大と質の向上

- 例) (1)公認会計士資格者についての基本的考え方
- (2)公認会計士の人数の拡大
公認会計士試験制度のあり方
ア 社会人等を含む受験者の大幅な増加を図るための方策

- イ一定の専門資格者等に対する試験の免除
- ウ 専門職大学院など教育機関との連携
- 量的規模
- (3)公認会計士の質の向上
求められる公認会計士の質・モラル
資格登録と業務登録の分離
登録更新制の導入
継続専門研修の履修義務づけ
- 4 監査法人のあり方
- 例) (1)監査法人の位置づけ
- (2)監査法人への有限責任の導入
責任限定の範囲
ア 人的範囲
イ 損害賠償請求額の範囲
責任限定に伴う担保措置
ア 損害賠償責任保険の加入義務づけ
イ 最低出資金制度の導入
ウ 損害賠償準備金の創設
- (3)社員資格の拡大
- (4)監査法人の財務内容の公開
- (5)監査法人の署名のあり方
- (6)監査法人の業務の範囲
- (7)監査法人等の活動を巡る手続き等について
広告規制
会則記載事項の変更(標準報酬規定の削除)
監査報酬・監査日数の開示
監査法人の定款変更事項の整備
監査法人の会計年度の弾力化

5 監視・監督機能の強化

- 例) (1)品質管理レビュー制度のあり方
- (2)日本公認会計士協会による監視・監督機能のあり方
強制入会のあり方
処分の透明性の確保
個別事案の公表のあり方
財務状況等の公告の義務づけ
- (3)行政による監視・監督機能のあり方
公認会計士審査会のあり方
証券取引等監視委員会との連携
罰則の強化
懲戒処分の多様化・強化
日本公認会計士協会に対する事務の改善等の命令

出所：第2回金融審議会公認会計士制度部会資料(2002年9月27日)

■税理士

「信頼される税理士制度を確立」を目的として、税理士法が改正された(2002年4月施行)。これにより、税理士法制度の創設等がなされた。